

地域団体商標制度について



2021年3月9日

特許庁商標課地域ブランド推進室長

門奈 伸幸

1 - 1. 地域団体商標制度について

- 地域の産品等について、事業者の信用の維持を図り、「地域ブランド」の保護による地域経済の活性化を目的として2006年4月1日に導入されました。
- 「地域ブランド」として用いられることが多い地域の名称及び商品（サービス）の名称等からなる文字商標について、登録要件を緩和する（※）制度です。

（※）通常、「地域名 + 商品（サービス）名」の組み合わせからなる文字商標は、「全国的に周知」となっていなければ登録できない。

地域団体商標 = 「地域名 + 商品（サービス）名」

主な登録例

2021年1月末現在 有効登録 699件

農業協同組合

「米沢牛」

山形おきたま
農業協同組合
商標登録
第5029824号



商工会

「氏家うどん」

栃木県 氏家商工会
商標登録
第5817109号



1 - 2. 地域団体商標制度（その他の登録例）

- 全ての商品・サービスが対象となります。
- 日本全国で商標の使用を独占することが可能です。

漁業協同組合

「越前がに」

福井県漁業協同組合連合会
商標登録

第5089307号



商工会議所

「一宮モーニング」

愛知県 一宮商工会議所
商標登録第5825571号



事業協同組合

「西尾の抹茶」

西尾茶協同組合
商標登録

第5204296号



（出典）「地域団体商標ガイドブック2019」

NPO法人

「小豆島オリーブオイル」

香川県 NPO法人
小豆島オリーブ協会

商標登録第5800807号



（提供）NPO法人小豆島オリーブ協会

(参考) 地域団体商標の登録状況 (2021年1月末現在)

登録件数

699件

※複数都道府県にまたがるものはそれぞれカウント
(栃木、茨城：本場結城紬、東京、埼玉：江戸木目込人形)

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
35	11	7	6	11	11	10	5	8	9
埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	長野	山梨	静岡	愛知	岐阜
8	17	20	9	14	9	7	27	20	32
三重	富山	石川	福井	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
15	13	34	18	12	68	11	39	11	13
鳥取	島根	岡山	広島	山口	香川	徳島	高知	愛媛	福岡
6	10	10	15	10	5	7	5	12	21
佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	海外		
8	9	14	12	8	18	18	3		

産品別登録内訳一覧表

※複数産品にまたがるものはそれぞれカウント

野菜	米	果実	食肉・牛・鶏
72件	10件	52件	65件
水産食品	加工食品	牛乳・乳製品	調味料
49件	69件	6件	18件
菓子	麺類・穀物	茶	酒
15件	17件	28件	13件
清涼飲料	植物	織物・被服・布製品・履物	工芸品・かばん・器・雑貨
1件	5件	66件	94件
焼物・瓦	おもちゃ・人形	仏壇・仏具・葬祭用具・家具	貴金属製品・刃物・工具
32件	16件	40件	9件
木材・石材・炭	温泉	サービスの提供（温泉を除く）	
15件	48件	28件	

1－3. 地域団体商標の主な登録要件

1. 登録主体

事業協同組合、農業協同組合等の組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人、これらに相当する外国の法人であること。

2. 商標の構成

「地域の名称」と「商品（サービス）名」等の組み合わせからなること。

3. 地域の名称と商品（役務）との関連性

「地域の名称」が商品の生産地に該当する等、「地域の名称」と「商品（サービス）」が関連性を有すること。

4. 周知性

出願人又はその構成員の使用により、これらの者の商標として知られていること。

1 - 4. 地域団体商標取得のメリット

法的効果

✓ 他者への権利行使（攻撃・防御）

他者が不正に地域団体商標を使用する場合、民事・刑事の両面から対抗することが可能です

✓ ライセンス契約

他社に地域団体商標の使用を許諾することが可能です

「地域団体商標
マーク」をお使い
いただけます！

差別化効果

✓ 取引信用度・商品・サービス訴求力の増大

地域ブランドとして国に保護されている点、お墨付きをもらったという点をアピールすることで、取引の際の信用力の増大や商品・サービスの訴求力の増大につなげることが可能です

その他の効果

✓ 組織強化・ブランドに対する自負の形成

地域団体商標をその団体で独占的に使用することにより、組合員の増加や、ブランドに対する自負が形成されます

3. 地域団体商標マーク

■地域団体商標マークは、「地域の名物」が地域団体商標として特許庁に登録されていることを示す証です。2021年1月末現在、203団体が活用しています。

地域団体商標マーク



■マークの使用ができる者

原則、①地域団体商標に係る商標権を有する団体、②その構成員、③団体から許諾を受けた者に限る。ただし報道目的の場合等、一部例外を除く。特許庁に使用届を提出することで使用が可能。

■マークのメリット

1. 地域団体商標の商標権を有する団体等のみが「地域の名物の証」として使用できるため、マークの有無により、第三者と差別化
2. 商品のパッケージや印刷物、イベントの際等に、地域ブランドとして特許庁に登録されていることをPRするツールとして活用することで、第三者による商標権の侵害を未然に防止



地域団体商標の産品（サービス）のブランド力向上

詳しくは…

地域団体商標 マーク



で検索！

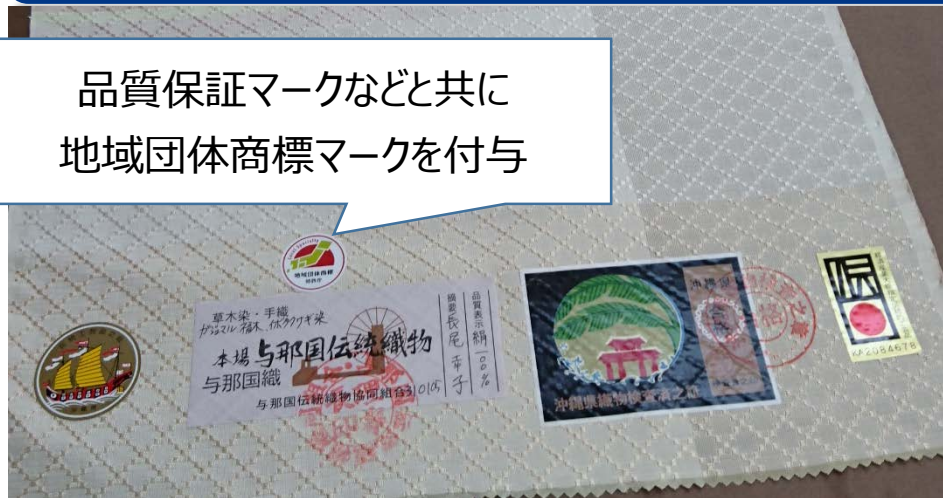


(参考) 地域団体商標マークの活用事例

「与那国織」

与那国町伝統織物協同組合（沖縄県）

品質保証マークなどと共に
地域団体商標マークを付与



「十石みそ」

上野村農業協同組合（群馬県）

商品のパッケージに
シールを貼付



「出石（いずし）そば」

出石皿そば事業協同組合（兵庫県）

ポスターやのぼりに使用



(参考) 地域団体商標マークの海外での使用



✓ マーク保護の状況

国内：設定登録（2018年4月20日）

登録番号 カラー：第6036291号 黒：第6036292号

海外：左記の図において中国にて設定登録（2019年4月7日）

パリ条約6条の3に基づく通報手続を外務省を通じて実施。

WIPOからの各国への通報は2018年3月末に通報済み。



- 地域団体商標マークは、海外でも使用することが可能です。
- 地域団体商標に合わせて地域団体商標マークを使用いただくことにより、マークの有無による差別化や、模倣品との区別が容易になる等のメリットがあります。
- 地域団体商標マークについて不明な点があればいつでも特許庁地域ブランド推進室までお問合せください！！

Made in JAPAN

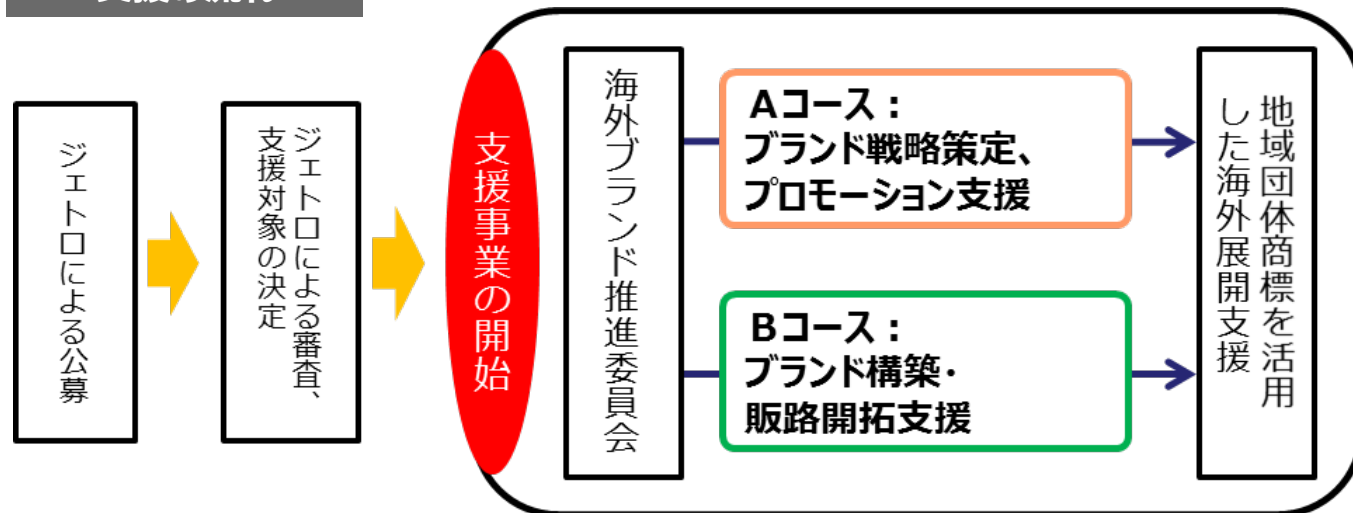
3-1. 地域団体商標の海外展開支援事業

- 地域団体商標を活用した海外展開を支援するため、商標を活かしたブランド戦略の策定から、海外における商標権などの知的財産権の取得に対する助言などの権利活用まで、一貫したサポートを実施。

具体的な支援内容

- 海外ブランド推進委員会の開催
- 外部専門家によるハンズオン支援の実施
 - Aコース： 地域団体商標を切り口としたブランド戦略策定支援、プロモーションツールの作成等
 - Bコース： 上記ブランド戦略に基づくブランドの構築、販路開拓支援 等

支援の流れ



助成対象となる経費・補助率

補助金額：定額又は一部自己負担
1団体への支援上限額：300万円
補助対象経費：各種広告媒体等作成費、調査費、海外イベント参加にかかる渡航等の助成等

支援の対象

国内で地域団体商標を保有する団体でかつ、①展開先の国で既に事業を実施又は実施予定、②展開先の国において既に商標を出願・保有している又は出願する検討の意思がある、③事業終了後も地域団体商標を保有し続ける意思のある団体

JETRO 地域団体商標 海外展開

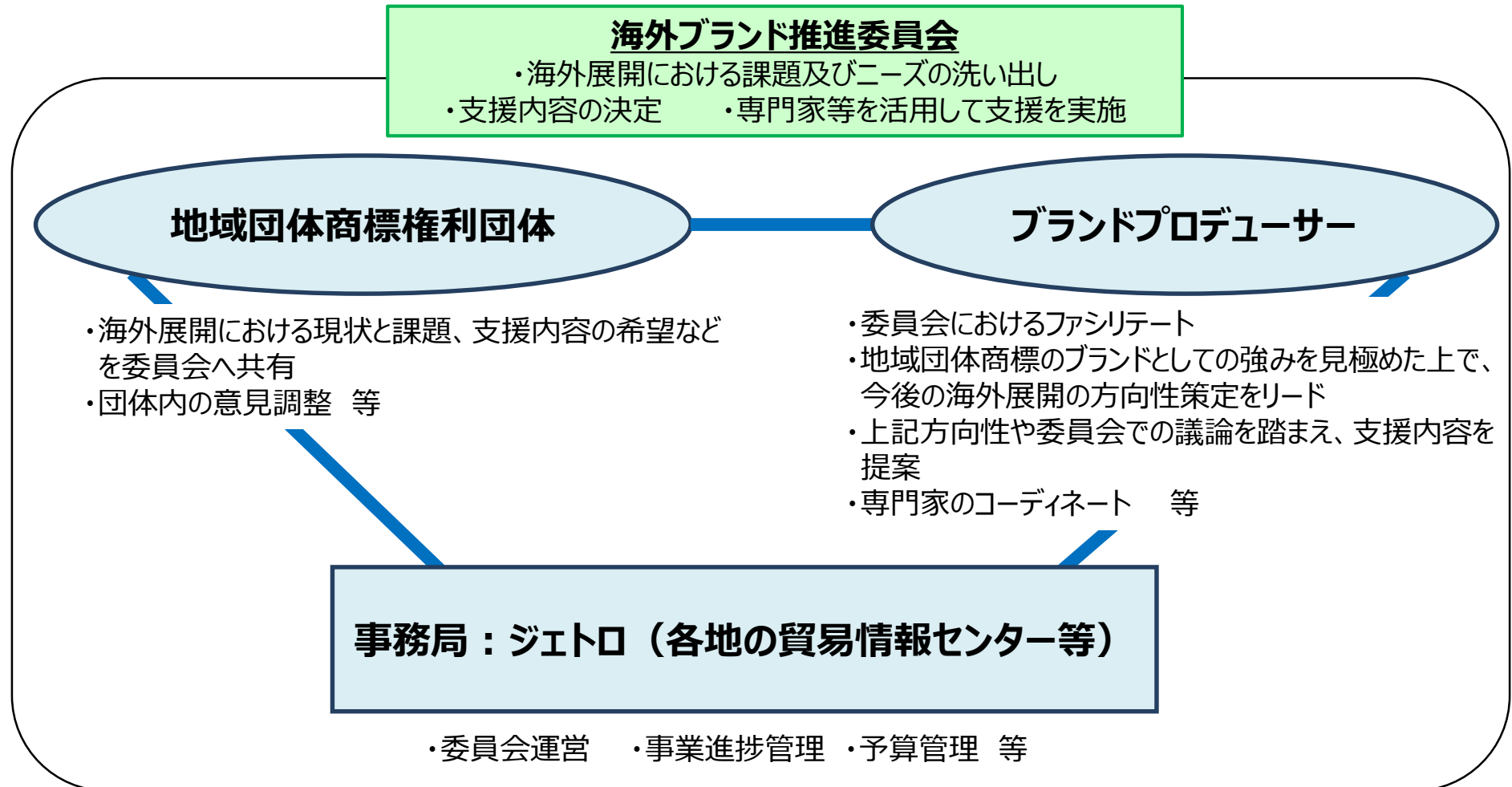


で検索！

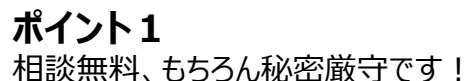


3-2. 地域団体商標の海外展開支援事業

- 地域団体商標権利団体、ブランドプロデューサー、JETROの3者で「海外ブランド推進委員会」を立ち上げ、支援を実施します。



1. 知財総合支援窓口



窓口支援担当者が相談内容に応じてアドバイスします！
経験豊富な企業OB等の窓口支援担当者がご相談に応じます。
お忙しい皆様には訪問にて支援を実施します。

専門家からのアドバイスも無料で受けられます！

- 知財ポータル  で検索！

2. 外国出願補助金

- ※冒認対策商標：第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願



4-2. 地域団体商標に関する支援策

3. 模倣品対策支援

- 海外での模倣品の製造元や流通経路の調査や調査結果に基づく模倣品業者への警告書、行政摘発までの費用の2/3を助成、上限は400万円。



1. 通常で調査するよりも割安！

- ✓ 国内代理人（弁理士等）の介在が不要、仲介のJETRO人件費は別途、国が負担。
- ✓ 自社が負担できる金額に応じて調査費用を決定できます。

2. 申請にあたってJETROの全面支援が得られます！

- ✓ 「中小企業」で、当該国で「権利を有していること」、「被害の何らかの証拠があること」のみが要件。
- ✓ JETROが事案をヒアリングして海外の信用できる調査会社を紹介します。

3. 年度を越えれば、何度でも利用可能！

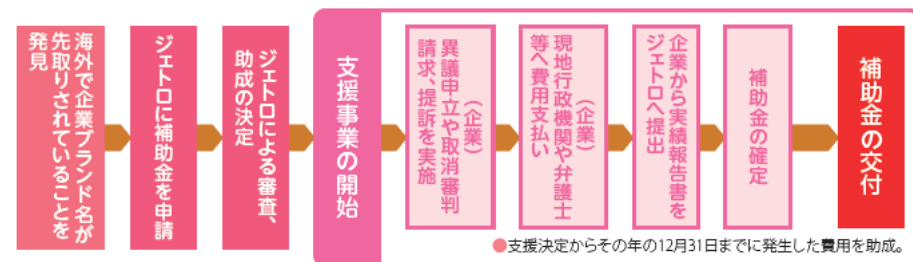
- ✓ 模倣品は継続して叩くことが大事。だから何度でもサポート！

中小企業等海外侵害対策支援事業



4. 海外企業に自社の商標を先取出願された場合の支援

- 海外で現地企業から自社の商標や地域団体商標を冒認出願された中小企業等に対し、冒認商標を取り消すために要する費用（異議申立、無効審判請求、取消審判請求費用等）の2/3を助成。



上限額：500万円

主な支援案件：

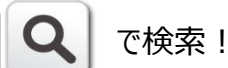
取り消そうとする冒認商標と同一又は類似の商標権を日本国で保有していること。

※商標が同一又は類似及びその商標を使用する商品・役務が同一又は類似であること。

対象経費：冒認商標に対する異議申立、無効審判請求、訴訟に要する費用 等

※JETROの採択決定後の費用に限る。

JETRO 冒認対策



5. 地域団体商標セミナーの実施

- ・ 特許庁の担当者が、制度や活用事例等について御説明に伺います（オンラインでの対応も可能です）
- ・ **派遣にかかる旅費、謝金などは一切不要です！**
- ・ 説明会のお時間、内容についてもご相談に応じます。お気軽に御利用ください
- ・ 原則、事業協同組合、農業協同組合、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人及び地方自治体の方々を対象としております

<対象>

出願検討団体やその関係者、
各地域の関心がある方々



日本各地、どこでも
ご説明に伺います！
お気軽にご利用下さい♪

地域ブランド推進室



<過去の主なセミナー実績>

- ・ 事業協同組合・ブランド推進協議会等の
出願検討団体へ制度説明
- ・ 自治体主催のセミナー講師
- ・ 少人数で、地域ブランド関係の勉強会 等

<お申し込み・お問い合わせ>

下記までお気軽にご連絡ください！

特許庁審査業務部商標課

地域ブランド推進室

**TEL : 03-3581-1101（内線
2828）**

E-mail : PA1481@jpo.go.jp





地域団体商標制度についての問い合わせ先

特許庁 審査業務部 商標課 地域ブランド推進室

電 話 : 03-3581-1101 (内線2828)

E-mail : PA1481@jpo.go.jp